

ユネスコ遺産事業に見る規範のフィードバック・ループ

# ユネスコ遺産事業に見る規範の フィードバック・ループ

中野涼子

## はじめに

国際関係論や国際機構論において、国際連合教育科学文化機関・ユネスコに関する研究は思いのほか少ない<sup>1</sup>。その主な理由として、「諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進」を理念として掲げるユネスコの活動は、安全保障や開発などを扱う国連の他の機関と比べて、国際秩序や人々の生死にそれほど影響を与えない点が挙げられる。また、ユネスコの専門的権威に対する信頼度が比較的高く、政治的中立であると想定されていることも一因である。しかし、2015年に「南京虐殺文書」がユネスコの「世界の記憶」一覧に登録されると、その遺産事業における政治性が日本で大きく取り上げられた<sup>2</sup>。また、「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録された後、この遺産に含まれる端島（軍艦島）において労働を強いられた朝鮮人「徴用工」の記憶のされ方も、韓国国内で問題にされた。これらの論争は、歴史認識問題が外交問題へと発展する東アジア国際政治の場において、ユネスコ遺産事業が当初の目的とは異なる役割を持ち始めた状況を示しているが、実のところ、遺産事業には政治性が常に付着していた。なぜなら、主権国家から成る国際社会において機能する以上、ユネスコの遺産事業もそれを取り巻く国際政治に影響されざるを得ないからである。

そこで本稿では、ユネスコの遺産事業を国際関係論の議論の遡上に載せるた

- 1 例外として、最上俊樹『ユネスコの危機と世界秩序』（東研出版、1987年）がある。
- 2 たとえば、「南京虐殺文書」の登録直後に日本政府がユネスコを批判した他、総合雑誌『世界』がユネスコ遺産事業についての鼎談を企画し、また、『正論』がユネスコを批判する記事を数本掲載した。

めの試論として、社会学を源流とするコンストラクティビズム（構成主義）の規範分析枠組みを適用して、ユネスコ遺産事業の拡大とそこに内在する政治性を明らかにする。国際関係論の中でも規範分析に関する研究は、国際社会の観念的要素である規範の役割に着目することで、国際構造とそれを構成するアクターとの関係を動的に捉える点を特徴とする。この分析方法は、人権や紛争予防、平和構築などの分野で発展したが、ユネスコにおいて形成された遺産規範一すなわち、専門家集団による審査において認められた遺産こそが「顕著で普遍的な価値」を有する世界遺産であるべきだとする規範一が国際社会に伝播する過程を理解する上でも有用である。本稿では特に、条約によって成立したユネスコの二つの遺産事業（世界遺産と無形文化遺産<sup>3</sup>）が発足するまでの道程に着目し、遺産に関連するグローバルな規範がいかに可變的で政治性を伴うものであるかを示す。

構成は以下のとおりである。第一節では、複雑な規範の伝播と修正のメカニズムを紐解くために、規範に関する先行研究に触れながら、著者が共著論文において構築した「規範のフィードバック・ループ」論を紹介する。第二節では、ユネスコの世界遺産に加えて新たに無形文化遺産の事業を発足するに至った経緯を、遺産規範に着目して分析する。

## 第1節 規範伝播と修正のメカニズム

冷戦の終わりとグローバル化の進展に伴い、人権、環境、安全保障などの分野で国際的に認められた規範の発展とその効果について明らかにするコンストラクティビズムの研究が、国際関係論の中で一定程度の蓄積を見た。その中でも、コンストラクティビズムの「第一世代<sup>4</sup>」による規範伝播の研究は、規範の

---

3 ユネスコには第三の遺産事業として「世界の記憶」が存在するが、本稿では紙幅の関係上、取り扱わない。

4 コンストラクティビズムの「第一世代」「第二世代」という分類については、以下を参照した。Jeffrey S. Lantis, “Theories of International Norm Contestation: Structure and Outcomes,” *Oxford Research Encyclopedias of Politics*, 2017 (online). Thorsten Bonacker, et al.

拡散過程における「規範起業家」（規範を作り出す人）の役割や規範を受容する側の「社会化」に着目するため、規範伝播をトップダウンの一直線型として捉える傾向にあった。たとえば、フィンモアとシッキンクによれば、規範が国際社会全体の大多数の構成員に認められるまでの過程（ライフサイクル）は、誕生、伝播、内面化という三つの段階に分けられ、これらの分岐点に着目することで、国際規範の伝播とその効果について説明できる<sup>5</sup>。これに対して、規範の「ブーメラン効果」や国内政治要因を考慮した「スパイラル・モデル」は、ある規範が普遍的なものとして国連などの場で認められても、直ちに世界各地で履行されるのではない点を示す<sup>6</sup>。しかし、これらのモデルはいずれも、規範を受容する側の積極的役割を明らかにするものではないため、規範の変容を含む複雑な過程を包括的に理解するための方法としては限界がある。

この問題に対処しようとしたのが、規範についての見直し、再評価、論争の過程に重点を置く「第二世代」のコンストラクティビズムによる規範伝播の研究である。たとえば、アチャリアは、規範のローカル化という概念を提示し、特に非西欧地域の事例をとおして規範受容者こそが現地の実情や社会・文化規範に合わせて国際規範を受容・変容・拒絶する役割を果たすことを指摘した<sup>7</sup>。規範が地域に定着するかどうかは、影響力のある団体・個人が規範の受容に努めるか否かに関わってくる。アチャリア自身が主張するように、ローカル化という概念の中核には規範を受容する側への視点が据えられ、外部からの規範に

---

*Localization in Development Aid: How Global Institutions Enter Local Lifeworlds* (London: Routledge, 2016), pp. 4-5.

- 5 Martha Finnmore and Kathryn Sikkink, "International Norm Dynamics and Political Change," *International Organization*, 52:4 (1998), pp. 887-917.
- 6 Margaret E. Keck and Kathryn Sikkink, *Activists Beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics* (Ithaca, NY: Cornell University Press, 1998). Thomas Risse, et al. *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999).
- 7 Amitav Acharya, "How Ideas Spread: Whose Norms Matter? Norm Localization and Institutional Change in Asian Regionalism," *International Organization*, 58:2 (2004), p. 245.

対して地域・国内レベルでの反応のあり方が分析の主な対象となる。しかし、ここでは、ローカル・アクターが規範受容者として位置づけられており、グローバル・ローカル間の動的関係性が明らかではない。

この問題点を補う分析枠組みが、国際的な規範システムそのものを表す枠組みである規範のフィードバック・ループである<sup>8</sup>。個々のフィードバック（出力）は、規範システムを作り上げている国家主体、非国家主体、社会運動、規範起業家など多方向から与えられ、これらが規範の発展、後退、停滞を促すような新たな入力を持続的に行う過程を作り出す。新たに入力されたものは蓄積され、ある出来事が発端となって、既存の規範システムを変容させる可能性を持つ。何がどのような変化をもたらすかを示す因果関係は、必ずしも統一的に規定されない。大きな出来事が一切影響を持たないことがある一方で、小さな出来事が転換点を生み出し、システム全体を傾けることもある。規範のフィードバック・ループの枠組みは、その後修正された規範がローカル・レベルからグローバル・レベルに戻される過程に注目してアチャリアが示した「規範の循環」説<sup>9</sup>よりも、規範伝播の複雑性や規範が常に可変的であることに重点を置いている。

規範のフィードバックは、肯定的なものもあれば否定的なものもある。肯定的なフィードバックとは、対象となる規範を強化・拡大させて、既存の規範システムを変容させる効果を持つ。このフィードバックは、通常、転機や発端となる出来事によって引き起こされるものであり、結果として規範システムの変化をもたらす。これに対して、否定的なフィードバックとは、既存の規範システムが動揺するのを防ごうとするものである。このことは、新たな規範を完全に拒絶することを必ずしも意味しない。むしろ、新たな規範の重心を他のベク

---

8 Jochen Prantl and Ryoko Nakano, “Global Norm Diffusion in East Asia: How China and Japan Implement the Responsibility to Protect,” *International Relations*, 25:2 (2011), pp. 204-223.

9 Amitav Acharya, “The Responsibility to Protect and a Theory of Norm Circulation,” in Ramesh Thakur and William Malley, eds. *Theorising the Responsibility to Protect* (Cambridge: Cambridge University Press, 2015), pp. 59-77.

トルに逸らすことで、既存の規範システムに調和させる、あるいは、対立を回避させることの方が多くと考えられる。このようなフィードバックが多ければ多いほど、既存の規範システムは維持される。

以上のように、規範伝播は、再検討、再評価あるいは論争などのフィードバックに左右されるため、複雑で可変的なメカニズムとして捉えられるべきである。その過程は、国際、地域、国内それぞれのレベルで、肯定的・否定的な入力を含むフィードバック・ループに見ることができる。

## 第2節 ユネスコの遺産規範とその変容—「世界遺産」から「無形文化遺産」まで

前節で紹介した規範のフィードバック・ループは、ユネスコ遺産事業における遺産規範の伝播と変容を分析する上でどのように有用であろうか。ここでは、ユネスコにおける特定の遺産規範の生成、および、それが伝播すると同時に、その規範に対する地域・国家レベルのフィードバックにより、「世界遺産」から「無形文化遺産」へと事業が拡大したことを明らかにする。

### ユネスコにおける遺産規範の生成

遺産はもともと、共同体と深く結びつくものであった。特定の文化物・自然物を遺産として認め、保存・保全に励むことで、遺産は人々に共同体への帰属意識を目覚めさせ、また、そのような意識を強化する。遺産という言葉を使用するか否かはともかく、過去にあったものを未来に残していこうとする人間の営みは、多かれ少なかれ、どの共同体にも存在した。しかし、近代以降、主権国家が遺産の担い手として登場すると、「国民」として位置づけられる人々の文化に関する専門家を養成し、自国にある過去の遺物を保全・保存、一般公開することで、国民共通のアイデンティティを形成・強化することに力が注がれた。遺産は、多民族・多文化国家における国民統一の手段として機能するものもあれば、逆に、一部の国民を排除して、民族紛争や人種差別を助長させるこ

ともあった。

しかし、1972年に発足したユネスコの「世界遺産」は、人類共通の遺産を守らなければいけないという新たな理念を推進した。人類共通という認識は、人種・国家・エスニシティなどに分断されない人々の共同体意識を世界全体にまで拡大したものである。偉大な遺跡や建築物の保護・保全がユネスコの管轄内であると考えられるようになったのは、そのような責任を国家に負わせるだけでは不十分であると認識されたことに他ならない。1960年代に、ナイル川流域にアスワン・ハイ・ダム建設によってヌビア遺跡の水没が懸念されると、エジプト・スーダン両政府がユネスコに救済を要請し、それを守るための救済キャンペーンがヨーロッパを中心に展開された。これを機に、第二回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議において「記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章（ヴェニス憲章）」（1964年）が採択され、文化遺産保存分野の専門家や専門団体から成る国際記念物遺跡会議（イコモス）がユネスコの支援を受けて独立機関として設立された。他方、アメリカのホワイトハウス国際協力協議会自然資源委員会の働きかけで、自然及び天然資源の保全に関する国際同盟（国際自然保護連合）が、優れた自然を遺産として保全する国際的枠組み「世界遺産トラスト」の設立を国連の場で提案した。最終的に、この二つの動きが融合する形で、1972年に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」が採択された。

専門家集団による審査において認められた遺産こそが、「顕著な普遍的価値」を有する世界遺産であるという規範が作り上げられたのは、この時期である。人類が共有する遺産を明示する「世界遺産リスト」への推薦案件の調査と事前審査は、自然遺産については国際自然保護連合、文化遺産についてはイコモスが諮問機関としてその任にあたり、ユネスコの政府間委員会（「世界遺産委員会」）に勧告する。登録に関する最終的な決定機関は政府間委員会であるため、時には諮問機関の勧告に反する形で登録がなされることもあるが、大方の場合、専門家集団の決定が尊重される。この専門家集団は、大国の利益を代

表して行動する外交官とは異なる立場にあることから、世界遺産事業の中立性と正当性が確保されているとみなされる。

しかし、当時の専門家集団の考える遺産の規定は、もっぱらヨーロッパ基準に基づいていた。それは、イコモスに属する専門家・専門機関の多くがヨーロッパを中心に活動し、文化遺産といえばヨーロッパの建築文化などが想定されたからである。「顕著な普遍的価値」を持つ遺産として認められるための要件である「真正性」の概念も、形状や材質などがオリジナルであるか否かを問うことが念頭に置かれた。このため、風化する文化財や口承伝統などは必然的に軽視される。パーンによれば、遺産の保全・保存に関するヨーロッパの考え方や高度な技術・知識が普遍的なものとして非ヨーロッパ地域にもたらされた植民地時代の名残は、イコモスにも見ることができる<sup>10</sup>。それは、物理的力といった目に見える形ではなく、遺産に関する「権威化された言説」を中心として作られる文化的ヘゲモニーを反映するものであった<sup>11</sup>。

### 遺産規範の競合と修正

世界遺産がヨーロッパ基準の遺産認識を持つ専門家集団の権威のもとに成立したことを考慮すれば、1980年代において、ヨーロッパ諸国が推薦した案件が世界遺産リストの大勢を占めていたことは驚くに足りない。確かに、ヨーロッパの外に位置する国々が登録の条件に適合するように推薦書を準備する能力が弱かったということもできる。しかし、基準そのものがヨーロッパに偏向していることも、やはり大きな一因であった。このため、アジア、アフリカ、ラテンアメリカにおいて、世界遺産とはヨーロッパが自らの地域にある遺産に世界的価値を付与するための事業に過ぎないという不満が蓄積されていった<sup>12</sup>。

10 Denis Byrne, “Western Hegemony in Archaeological Heritage Management,” *History and Anthropology* 5:2 (1991), pp. 269-276.

11 Laurajane Smith, *Uses of Heritage* (London and New York: Routledge, 2006).

12 国松憲人『ユネスコ「無形文化遺産」—生きている遺産を歩く』(平凡社、2012年) 142-143頁。

遺産審査の中核に専門家集団が据えられているにも拘わらず、そこには、国家間のパワーの違いが文化に影響を及ぼすことへの危惧が見られる。

非西欧諸国から世界遺産の規範に対する批判は、規範のネガティブ・フィードバックとして捉えることができる。フィードバック・ループの枠組みを当てはめれば、このようなフィードバックが重なり、蓄積されることで、ユネスコがその専門的権威に基づいて人類共通の遺産を選定しようとする規範に修正が施されることになる。1990年以降の動きを見ると、規範変容の契機と帰結が、以下の二つの形となって表れている。すなわち、世界遺産における遺産概念の拡大と無形文化遺産条約という新たな条約の締結である。

規範のフィードバックは、第一に、世界遺産における審査基準に変化をもたらした。文化遺産を建築物などに限らないとする考え方は、既に、1992年に「世界遺産条約履行のための作業指針」の改訂に見ることができる。元来、自然遺産と文化遺産は別々に捉えられる傾向にあったが、改訂の際に、これら二つをまとめて捉える「文化的景観」という概念が加わった。この概念は、偉大な建造物の周辺を含めて遺産を「点」ではなく「面」として捉えるものである。これに続き、遺産概念をさらに拡大する契機が訪れたのは、1993年の日本政府による「法隆寺地域の仏教建築物」の登録推薦である。国宝及び重要文化財として日本人には広く親しまれている法隆寺は、世界最古の木造建築である。しかし、この推薦を検討する過程で、新しい木材を使用して修復した木造建築の場合は世界遺産の「真正性」という条件に適合しないのではないかという見解がヨーロッパの一部の専門家から出た。これは、推薦された遺産が本来の価値を継承しているか否かをどのように判断するかという問題であった。

そこで日本は、他のアジア諸国でも木造建築が大勢であることを鑑み、遺産概念の「真正性」を再検討するよう、ユネスコに働きかけた。その結果、日本の文化庁は、ユネスコ、イコモスなどの後援を得て、1994年に世界文化遺産奈良コンファレンスを開催した。ここで策定された「オーセンティシティ（真正性）に関する奈良ドキュメント（奈良文書）」によると、文化財が持つ価値



についての評価はそれぞれの文化によって異なるため、「帰属する文化の文脈の中で考慮され評価しなければなら」ない<sup>13</sup>。これはヨーロッパの評価基準を退ける意味で画期的であり、欧米の文化資源保護の専門家の中にも、既存の遺産概念に該当しない考えを取り込もうとする寛容で知的な世界市民的な態度（コスモポリタニズム）が存在したことが成功の一因である<sup>14</sup>。後にこの文書は、世界遺産の作業指針の一部として組み込まれ、世界遺産委員会の議論においても引用されるなどして、一定の効力を発揮している<sup>15</sup>。

しかし、この文書によって遺産規範のフィードバック・ループが完結したわけではない。奈良文書は国際的な遺産規範システムにおけるヨーロッパの中心性を揺るがす役割を果たしたにせよ、それを完全に破壊しなかった。このため、その後のアジア各地の会議で策定された憲章や宣言では、奈良文書に示された内容を受け継ぎながらも、ヨーロッパの遺産保全の考え方を普遍的とすることに対して、強い不満が示された<sup>16</sup>。インドネシアのクワンダは、アジアにおいてヨーロッパの遺産保全のアプローチが依然として強い影響力をもつことを批判し、ユネスコやイコモスの専門家集団に埋め込まれたヨーロッパの遺産保全ではなく、アジアの伝統に基づくアプローチの発展を訴えた<sup>17</sup>。このことは、イコモスの専門家集団が世界遺産を決定するという従来の遺産規範に対す

---

13 日本イコモス国内委員会「オーセンティシティ（真正性）に関する奈良ドキュメント（奈良文書）」1994年。<http://www.japan-icomos.org/charters/nara.pdf>

14 Christoph Brumann, “Shifting Tides of World-Making in the UNESCO World Heritage Convention: Cosmopolitanism Colliding,” *Ethnic and Racial Studies*, 37:12 (2014), pp. 2176-2192.

15 奈良文書は、世界遺産条約の作業指針第79条及びAnnex4において、「世界文化遺産となる建築物の真实性を検討する際の実務的な基礎」とされている。

16 たとえば、上海憲章（2012年）、インドネシア憲章（2003年）、「大和宣言」（2004年）、西安線源（2005年）、ホイアン議定書（2009年）などを参照。

17 Timotician Kwanda, “Western Conservation Theory and the Asian Context: The Different Roots of Conservation,” International Conference on Heritage in Asia: Converging Forces and Conflicting Values, 8-10 January 2009.

るネガティブ・フィードバックが、現在も継続することを示している<sup>18</sup>。特に、アジア諸国の経済的発展に伴い、アジアの伝統の正当性を国際的に認められるための努力が進めば進むほど、遺産規範のフィードバック・ループは複雑で可変的なメカニズムとなる。

遺産規範の変容に伴う第二の帰結は、ユネスコにおける「無形文化遺産」の登場である<sup>19</sup>。人から人へと伝えられる伝承物は、元来、知的財産法によって保護されると、ユネスコでは位置づけられていた。しかし、「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」（1989年）が提出され、グローバル化が進む冷戦後の世界において、先住民の文化や地域文化の保存についての認識が高まると、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ諸国から無形財産の保護を目的とする条約が必要であるとの声があがった<sup>20</sup>。その声に応える形で、ユネスコはまず、各国の無形文化保持者を支援する「人間国宝」プロジェクト（1993年）を発足させ、さらには、卓越した無形文化を認定する「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」（1997年）をまとめた。この過程で、口承伝統や無形遺産の保護を目的とする条約を策定する準備がユネスコの専門家会合の中で進み、議論は紛糾したものの、2003年に「無形文化遺産の保護に関する条約」が成立した<sup>21</sup>。この条約により、無形文化遺産とは、5つの分野（交渉による伝統及び表現、芸能社会的慣習、儀礼及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び間習、伝統工芸技術）を含むことが定義され、4つの関連リスト（代表リ

---

18 Tim Winter, "Beyond Eurocentrism? Heritage Conservation and the Politics of Difference," *International Journal of Heritage Studies* 20:2 (2014), pp. 123-137.

19 ユネスコの無形文化遺産の沿革・概要を知る上の参考書として、七海ゆみ子『無形文化遺産とは何か』（彩流社、2012年）。

20 Noriko Aikawa-Faure, "From the Proclamation of Masterpieces to the Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage," in Laurajane Smith and Natsuko Akagawa, eds. *Intangible Heritage* (London and New York: Routledge, 2009), pp. 13-44.

21 無形文化遺産に関する議論の紛糾を最も鮮明に伝えたものとして、たとえば、Valdimar Tr. Hafstein, "Intangible Heritage as a List: From Masterpieces to Representation," in Laurajane Smith and Natsuko Akagawa, eds. *Intangible Heritage* (London and New York: Routledge, 2009), pp. 93-111.

スト、緊急保護リスト、ベスト・プラクティス・リスト、2千5百ドル以上の国際援助リスト)を作成するための制度化が決定した。

無形文化遺産は、世界遺産に対する規範のフィードバックの中で起草されたと言えるが、同時に、この時代に浮上した文化多様性の規範との親和性が高い。グローバリゼーションの進展を受けて世界各地の伝統文化が衰える中、ユネスコによって設立された「文化と開発の世界委員会」は、世俗的、庶民的、日常的な文化を守るよう呼びかけ、その後、ユネスコ総会において「文化多様性に関する世界宣言」(2001年)が採択、さらには文化産業の推進を強調する「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約(文化多様性条約)」(2005年)が締結された。人類の文化多様性を守るという規範の浸透と同時期に無形文化遺産条約が採択されたのは、必ずしも偶然ではないだろう。この結果、無形文化遺産は世界遺産とは異なり、「顕著な普遍的価値」よりも、共同体と文化のつながりに重点を置くものとなった。

無形文化遺産の発足直後から、これに対するさらなるフィードバックがあったことも注視されるべきである。たとえば、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドは、国内の先住民族や移民との関係への影響を懸念して、条約採択の際に棄権し、現在もこの条約を批准していない。一方、日本は無形文化遺産条約の旗振り役であり、1999年にユネスコ事務局長に就任した松浦晃一郎はそれを強力に支援した<sup>22</sup>。日本からの強い働きかけは、新たな事業を後押しするだけの経済力と文化的基礎があつてのことである。日本では既に、重要無形文化財や重要無形民俗文化財といった先進的な制度や文化財保護法(1950年)が備わっており、物質的な遺産に重きを置くユ

---

22 日本政府は1993年に「ユネスコ無形文化財保存振興日本信託基金」を設立して、国際会議を開催するなどして、世界的なイニシアティブをとった。Aikawa, Noriko, "An Historical Overview of the Preparation of the UNESCO International Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage," *Museum International*, 56:1-2 (2004), pp. 137-149.

ネスコの規範は、不十分に映っていた<sup>23</sup>。そのことは、日本だけではなく、欧米以外の国々や先住民などの共同体の文化伝統に関わる専門家集団も認識するところであった。また、日本の研究機関などが中心になって、他国の文化遺産に関わる法整備を支援することで、無形文化遺産という概念を世界的に広める役割も果たした<sup>24</sup>。締約国の数は徐々に増加し、現在では175の締約国が存在する。

さらに、規範の競合は、誰が遺産審査を行うのかという点をめぐっても見られた。たとえば、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」は、各地域から選出された専門家6名とNGOの6団体で構成される評価機関が審査を行っているが、発足当初に審査にあっていたのは、政府間委員会の下に設けられる補助機関であった。この機関は、イコモスや緊急保護の必要がある無形文化遺産を審査する諮問機関に比べると、NGOの参加がなく、政治主導の感があった。このような審査方法が選択されたのは、イコモスの審査で世界遺産リストへの登録を逃した案件を多く持つ途上国が、同様の方式を望まなかったからである。すなわち、無形文化遺産の元々の制度が専門家集団による決定を絶対視しなかったのは、専門家集団が遺産登録の是非を決定するという規範に対する途上国からのネガティブ・フィードバックが反映されていたと言える。ところがその後、2012年の作業部会において、イコモスのような専門性を強化するためにNGOを含む諮問機関の設置が議論の俎上に上がった<sup>25</sup>。この時点では、補助機関のメンバーであった韓国が反対し、中国などが賛同する形で議論が収束したが、最終的には2014年に、補助機関に代わって現在の評価機関が設置される運びとなる。この一連の騒動の背景には、専門家集団に遺産

---

23 河野俊行「無形文化遺産条約の思想と構造」『有形・無形の文化遺産の包括的アプローチ』2004年3月27日。<https://www.jpif.go.jp/j/project/culture/archive/information/0412/img/pdf/report05.pdf>

24 たとえば、九州大学は2012年に、ユネスコ、および、ブータン政府と連携して、ブータンの文化遺産関係法支援の枠組みを作った。

25 国松、上掲、179-180頁。

審査をまかせることをめぐっての規範の競合がある。

以上のように、世界遺産で培われた遺産規範への挑戦は、規範のフィードバックの枠組みで捉えることができる。また、そのフィードバック・ループは完結することのない複雑で可変的なメカニズムであることも、この事例に見ることができる。このことは、人類共通の遺産を保全・保護するという非政治的な目的を掲げるユネスコも、規範の競合に付随する政治性の問題から逃れることはできない点を示している。

## おわりに

本稿では、「規範のフィードバック・ループ」を用いて、ユネスコ遺産事業に内在する政治性を明らかにした。遺産の専門家集団による審査を通して人類共通の遺産を保全・保護するという遺産規範は、世界の国々に広く受け入れられた。しかし、ヨーロッパ基準で作られた遺産概念は、自ずと非ヨーロッパの文化を排除する方向へと作用する。このため、国際的な遺産規範と国内の遺産規範の間のずれを最も強く感じていたアジア、アフリカ諸国、その中でも特に経済力のある日本から、ネガティブ・フィードバックが与えられることで、従来の遺産規範は修正を迫られた。その修正の過程で、勧告や宣言が策定され、さらには「無形文化遺産」条約が発足した。

ユネスコにおける遺産規範の変容は、国際社会がヨーロッパ中心主義から多元主義的な方向へ向かい、より多様な文化を保護しようとする動きを反映している。近年においては、日本だけでなく、国際政治・経済において存在感を高めた中国や韓国などが、文化面における自らのブランド力を高めるために影響力の拡大を試みている<sup>26</sup>。アメリカのような大国が分担金支払いの保留やユネスコから脱退することで、日本をはじめとする非ヨーロッパ諸国のユネスコへの貢献度が高くなり、ユネスコはそうした国々からのフィードバックに耳を傾

26 白松強「経済大国から文化大国へー 東アジア中日韓三国における無形文化遺産保護に関する一考察」『東アジア研究』第15号2014年3月、1-26頁。

けざるを得ない。その意味で、権力政治の論理と向き合いながら、自ら設定した目的をどのように達成するかが、ユネスコにとっての課題となる。国際関係論において分析対象になることが少ないユネスコだが、グローバリゼーションを含む国際社会の大きな変化にさらされている国際機構の姿を如実に示している。

謝辞 本研究は、JSPS 科研費 17K03582 の助成、および、JSPS 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業の委託を受けたものである。